

東京都新宿区がマンションの空き部屋などに有料で旅行者を泊める「民泊」を巡り、区内独自のルールづくりに乗り出した。訪日客の急増で宿泊需要が伸びる一方、旅館業法に基づく許可を受けない違法民泊が目立ち、住民の苦情が後を絶たないため。政府が来年の通常国会に提出予定の民泊規制を緩和する新法の施行後も見据えて一定の歯止めをかけたい考えだ。区は有識者や住民、不動産団体、警察・消防の代表が参加する検討会議を1月に設けた。民泊の実情や課題について月1回程度意見交換し、条例も視野にルール策定の参

民泊 独自ルール着手

新宿区、有識者らで検討会議

新法にらみ条例も視野

新宿区に必要なルールの主な項目

- 民泊禁止区域の指定
- 事業者による近隣住民への事前説明
- 法令や契約、管理規約違反がないことを確認
- 標識や管理者の設置
- 利用者本人との面接
- 利用者名簿の備え付け
- 違法民泊の提供や管理、あっせんの禁止
- 調査報告への協力

※新宿区の検討会議資料から抜粋



新宿区の民泊問題対応検討会議であいさつする吉住区長（右上）

考にする。新法をにらんだルール作りは珍しく、吉住健一区長は「都市型民泊ルールのモデルケースにしたい」と話す。民泊は国家戦略特区を

活用する場合を除き、旅館業法に基づく「簡易宿泊所」の許可が必要だ。ただ都市部では許可を得ず民泊を営むケースが目立つという。

会議でも「ゴミや騒音に住民の苦情が多く寄せられている」「家主が不在で看板などの表示がない」といった批判が

度。しかし区は可能な範囲でルールを定めた意向だ。11月の会議では住居専用地域を想定した「民泊禁止区域の指定」や「事業者による近隣住民への事前説明」などを項目として示した。次回20日も協議を続ける。条例案は新法をにらみつつ、年度内にもまとめる。一方で会議では「規制が厳しすぎれば違法のままの方がいい」となっており、住宅提供時の自治体

への届け出や仲介業者の登録も求める方向で検討が進む。新法の下で自治体の条例による上乗せ規制がどの程度できるかは不透明なお多い。